

平成23年3月17日
廿日市市福祉保健部高齢介護課長
(令和7年2月3日改正)

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）の方の福祉用具貸与について、取扱いをまとめましたのでお知らせいたします。

原則

軽度者に係る福祉用具貸与においては、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の福祉用具は、原則として貸与できません。

- ア) 車いす
- イ) 車いす付属品
- ウ) 特殊寝台
- エ) 特殊寝台付属品
- オ) 床ずれ防止用具
- カ) 体位変換器
- キ) 認知症老人徘徊感知機器
- ク) 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ケ) 自動排泄処理装置

ただし、次頁からの1または2に該当する場合は例外的に貸与できます。

1. 厚生労働大臣が定める状態像に該当する場合

⇒ 市への書類提出不要

(不明な点などあればご相談ください。)

- (1) 表1の定めるところにより、要介護認定の認定調査票（基本調査）の結果を用いて、要否を判断する。
- (2) ただし、表1のア、イ（二）とク（三）については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。

※主治医から口頭で情報を得た場合（主治医が担当者会議に不参加、診断書等もない場合）

「サービス担当者会議の要点」（要介護1→ケアプラン4表、要支援1・2→担当者会議録）の「検討内容」欄に、情報を得た日付・主治医の氏名とともに、主治医から得た情報についてそのまま記載する。その主治医の情報をもとにサービス担当者会議で必要性を検討した結果を「結論」欄に記載する。主治医にケアプランに記載する旨了解を得ておくこと。

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び イ 車いす付属品	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
ウ 特殊寝台及び エ 特殊寝台付属品	(一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
オ 床ずれ防止用具及び カ 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
キ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	(一) 基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 (二) 基本調査2-2「4. 全介助」以外
ク 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
ケ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」

※ サービス担当者会議等の記録や認定調査票の写し、主治医意見書等、給付対象であると判断した根拠となるものを記録・保管しておいてください。後日立ち入り調査等によって、当該利用者のケアプラン等の記録が不充分若しくは利用する福祉用具が利用者にとって適切ではないと判断された場合は、サービスの見直し及び福祉用具貸与費の返還等を求める場合があります。

2. 次のⅠ～Ⅲの状態像に該当する場合

⇒ 市への書類提出必要

表1により福祉用具の貸与ができない場合でも、利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、下記に該当する場合には市へ書類を提出することにより福祉用具の貸与が可能です。

- Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に変化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態悪化)
- Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※具体的な状態像や疾患の事例

(以下はあくまでも状態像の例であり、例外給付の確認申請に際しては、医学的な所見によって、利用者の状態像が上記Ⅰ～Ⅲに該当するか否かが判断されることになります。)

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
(Ⅰ) 頻繁な 状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
(Ⅱ) 急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
(Ⅲ) 重篤化 回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地より回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があるため、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

◎ 福祉用具の貸与開始までの流れ《1. 厚生労働大臣が定める状態像(表1)に該当しない場合》

(1) 利用者の状態の確認及びアセスメントの実施

利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が前ページに示したⅠ～Ⅲのいずれかの状態像に該当する可能性及び、福祉用具貸与が適当か判断します。

(2) 医学的所見の確認

アセスメントにより福祉用具の貸与が適当と考えた場合には、医師の意見（医学的な所見）を照会し、状態像Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当することを確認します。

(3) サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

確認した医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施します。その結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合、確認依頼書を作成します。

(4) 市への提出書類について

下記の①～③の書類を高齢介護課高齢介護係へ提出し、書類の確認が取れた方を給付対象者とします。

新規に貸与を開始する場合のほか、要介護認定の更新等により改めて軽度者の結果となった場合で「1. 厚生労働大臣が定める状態像(表1)」に該当しない場合には、再度申請が必要です。

① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼書

② 医師の医学的な所見に基づき判断されていることが確認できるもの

□ サービス担当者会議に主治医が参加している場合 → ケアプラン4表／担当者会議録

□ サービス担当者会議に主治医が参加していない場合 → 下記のア～ウのいずれか

ア 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る医学的所見について

イ 医師の診断書

ウ 主治医意見書

③ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であることが判断されていることを確認できるもの

□ 要介護1 → ケアプラン4表、要支援1・2 → 担当者会議録

※ 要介護認定の更新等により改めて軽度者の結果となった場合で、その介護度が前回認定時と同様又は上昇した場合には、ケアプラン4表／担当者会議録に主治医への聴き取りを記入することにより、上記ア～ウを省略することができます。

(5) 市の判断

(ア) 利用者の状態が前ページⅠ～Ⅲの状態像のいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断されている。

(イ) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されている。

上記(ア)と(イ)の要件を満たし、市が書面により確認し、可否を判断して通知します。

3 注意事項について

- (1) 原則として確認依頼書等の提出書類は、福祉用具のサービス利用開始前までに提出してください。

なお、確認依頼書の提出によって本市が確認した福祉用具貸与費は、サービス利用開始日(確認依頼書の提出が利用日より遅れた場合は受付日)より給付されます。

新規申請時など、暫定(介護予防)ケアプラン作成時も同様の取り扱いとします。

しかしながら、医師の医学的所見等の書類の収受に時間を要する旨の情報が多々ありますので、そのような場合には、サービス担当者会議の開催日以降の日まで、サービス利用開始日を遡ることができることとしますので、書類が揃ったら速やかに提出してください。

すなわち、サービス担当者会議の開催日以前の貸与は、利用者の自費負担となりますので十分な説明を利用者に行ってください。

やむを得ない理由(急な退院のため、サービス担当者会議開催の日程調整がつかない等)がある場合には、事前に高齢介護課高齢介護係に連絡してください。

※ 医師の医学的所見等の書類の収受に時間を要する場合の流れ

- ① 医師に情報を得て、医師の医学的所見等の書類作成を依頼する。



- ② 医師からの医学的所見等の書類の収受に、時間を要することが予想される。



- ③ サービス担当者会議を開催し、ケアプラン4表/担当者会議録の「検討内容」欄に医学的所見等の書類作成依頼日・主治医の氏名とともに、主治医から得た情報をそのまま記載する。



- ④ 医師の医学的所見等の書類を収受したら、速やかに確認依頼書等の提出書類を提出する。

- (2) 確認依頼書等の提出がなく、本市でサービスの必要性が確認されないまま福祉用具貸与サービスが実施されたものや、確認書類等の内容が不十分であるものは、原則として福祉用具貸与費は算定できません。

- (3) 確認依頼書等の提出により、本市が「給付対象」と判断した場合であっても、当該給付が継続的に認められるものではありません。

介護支援専門員及び介護予防支援担当者は、居宅介護支援及び介護予防支援の指定基準「福祉用具の必要性の検証を6か月に1回以上行う」ことを踏まえ、サービスの継続及び利用する福祉用具が利用者にとって適切なものかなど、随時ケアプランの見直しを行ってください。

その際は、介護支援専門員及び介護予防支援担当者において、定期的にサービスと給付の適正化が図られるよう努めてください。

- (4) 確認依頼書等の提出により、本市が「給付対象」と判断した場合であっても、後日立ち入り調査等によって、当該利用者のケアプラン等の記録が不十分若しくは利用する福祉用具が利用者にとって適切ではないと判断された場合は、サービスの見直し及び福祉用具貸与費の返還等を求める場合があります。

介護支援専門員及び介護予防支援担当者は、福祉用具の品目を選定する際は、利用者にとって自立支援に適したものとしてください。(例:利用者にとっては、身体状況から見てモーターが少ない特殊ベッドで構わないものの、モーター数が多い特殊ベッドを貸与させているなど)

◎ 車いす貸与に係る「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシートの考え方

1 基本的な考え方

① 福祉用具貸与に係る法改正の背景

軽度者に対する福祉用具の貸与に関して、状態像に合わない福祉用具の提供により、本人の自立を妨げかえって状態の悪化につながっているケースが見られたことによると思われます。

② 運営基準上の基本取扱方針等の抜粋

・介護予防福祉用具貸与

サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮すること。

・居宅介護支援

福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せず選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討過程を別途記録する必要がある。

③ 福祉用具貸与における軽度者に対するサービスの基本的考え方

上記①及び②を踏まえた上で、日常生活の自立支援を目的とし、福祉用具を用いることによって、できるだけ今持っている能力を使い、自分でしている生活行為の幅を広げていくことと考えられます。

2 具体的な考え方

(1) 「自走用標準型車いす・普通型電動車いす」について

① 長時間歩くことが困難であること。

② 利用者の心身の状況等から、買物に行こうとしたとき等日常生活上において、歩行器や歩行補助つえ等を利用しても、途中までしか歩行ができず買物等が達成できなく、かつ今後自立に向けて検討していく上で、本人の自立の意欲が向上する等車いすを利用することがかえって自立支援につながると考えられること。

③ 車いすを必要とする場合について検討しておき、歩行補助つえ等が望ましいと考えられる場合には車いすは使用しないこと。

④ 車いすを利用すれば、できる限り（予防）訪問介護を利用しなくて済む状況であること。

自立支援の観点から、車いすがないとヘルパーの介助が必要だが、車いすを利用すれば、今もっている能力を活用し、自分でできるようになることや自立の意欲が高まり、他の場面でもできる限り（予防）訪問介護を利用しなくて済む状況が生まれるという考え方による。

⑤ 検討時においては、車いすを利用することによって、日常生活の自立支援につながっているということやその人の日常生活が支えられているということから使用頻度は多くなると考えられるが、歩行補助つえ等の使用により自立していけるよう検討していくこと。

⑥ 検討にあたって、主治医から医療的な情報を得ること。

⑦ 車いすを利用することによって、持っている能力の低下をまねかないこと。

- ⑧ ケアプランが日常生活全般に渡って自立支援に向けて検討していくこと。
- ⑨ 利用者の身体状況等を確認しながら、自立に向けて検討していくこと。
- ⑩ 安全性や適切な選定が確認されていること。
- ⑪ 運営基準等介護保険関係法令等が遵守されること。

(2) 「介助用標準車いす」について

- ① 長時間歩くことが困難であること。
- ② 利用者の心身の状況等から、買物に行こうとしたとき等日常生活上において、歩行器や歩行補助つえを利用しても、また介助者がついたとしても途中までしか歩行ができず買物等が達成できなく、かつ今後自立に向けて検討していく上で、本人の自立の意欲が向上する等介助用標準車いすを利用することがかえって自立支援につながると考えられること。
- ③ 介助用標準車いすを必要とする場合について検討しておき、歩行補助つえ等が望ましいと考えられる場合には介助用標準車いすは使用しないこと。
- ④ 検討にあたって、主治医から医療的な情報を得ること。
- ⑤ 車いすを利用することによって、持っている能力の低下をまねかないこと。
- ⑥ ケアプランが日常生活全般に渡って自立支援に向けたものであること。
- ⑦ 利用者の身体状況等を確認しながら、自立に向けて検討していくこと。
- ⑧ 安全性や適切な選定が確認されていること。
- ⑨ 運営基準等介護保険関係法令等が遵守されること。

車いす貸与に係る「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
の判断のためのチェックシート

氏名		担当者会議日			記載日		記載者	
		認定	・ 要支援 1		・ 要支援 2		・ 要介護 1	
車いすの種類	・ 自走用標準型車いす ・ 介助用標準型車いす ・ 普通型電動車いす(電動車いす、電動 4(3) 輪車)							
チェックポイント				本人の状況				
移動状況	①歩行が困難な原因(疾患・機能障害)							
	②屋内・外での歩行困難な状況及び歩行器や歩行補助つえ等を利用した場合での移動の達成可否状況							
	③移動先までの立地状況							
達成状況	車いすを利用した移動することによって買い物等日常生活上できること							
有効性	車いす利用の有効性							
阻害性	①車いすの必要な場面が検討されていますか ☐ (車いすの必要性がない場面では車いすは利用しない等)							
	②有効性と比して、車いすを使用することで持っている能力の低下をまねかないと考えられますか ☐							
の計画係と	計画との整合性がとれ、計画目標達成のために車いす使用が明確に必要と位置付けができていますか ☐							
安全性等	①車いすの種類に応じて安全性が確認されていますか ☐ (自走する場合は本人について、介助する場合については主に介助者について検討) 操作能力・機能の理解力(□適 □不適) 危険回避等の判断能力(□適 □不適) 移動範囲の安全性(□適 □不適) その他							
	②車いすの適切な選定がされていますか ☐							
その他	車いす貸与の必要性に関して、上記に記載しきれなかった情報を記載する							
結果	上記の検討内容から、車いす貸与が □適切 □不適切 と判断される							

※注意事項

- 1 このチェックシートは「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当するか否かを判断するために使用するものです。「日常的に歩行が困難な者」に該当するか否かは、直近の認定調査票（基本調査部分）の写しを入手して客観的に判断します（こちらを先にしてください）。
- 2 医学的見地から車いす貸与について主治医から情報を得てください。
- 3 運営基準等に定める手順等を遵守してください（①居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、サービス担当者会議を開催し、当該計画に必要な理由を記載する、②居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して当該貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載するなど）。
- 4 チェックシートの一番右側の□は、問いに対して該当する場合に、チェックしてください。また、必要に応じて、理由等を記載してください。

チェックシートの書き方

移動状況

【②屋内・外での歩行困難な状況及び歩行器や歩行補助つえ等を利用した場合での移動の達成可否状況】

「リウマチによる変形・痛みがあり長時間歩行の耐久性がない」「医師から歩行を制限されている」「パーキンソン病により、歩行不安定になり外路歩行は危険」など、歩行が困難な状況や歩行器や歩行補助つえ等の利用では移動に不足な状況を記載する。

【③移動先までの立地状況】

「公共交通機関の乗り場や商店、金融機関など日常生活に必要な場所まで遠い。」あるいは、「坂道が多い」など、車いすの必要性から見た環境条件を記載する。

達成状況

【車いすを使用して移動することによって買い物等日常生活上できること】

自宅から買い物に週2回行くことができるなどと記載する。

有効性

【車いす利用の有効性】

車いすを利用しない状況と比較して、本人の自立の意欲が向上し、生活全般に渡り、例えば（介護予防）訪問介護を利用しなくて済む等自分でしている生活行為の幅が広がる内容を記載する。